

実施年度	… 2024(2025入試)年度
試験日	… 2025年2月24日(月)
入試種別	… 大学院(博士後期課程)入学試験問題
学部・研究科	… 文学研究科 東洋史学専攻
科目名	… 第2群 ④古典漢文(東洋史学)

問一 次の文について、(1)(2)に答えなさい。別紙の解答用紙には、必ず問題番号を記入しなさい。

四明文獻録一卷浙江范懋柱家天一閣藏本明黃潤玉撰潤玉字孟清鄞縣人永樂庚子舉人官至廣西提學僉事事蹟具明史本傳是編成於成化丙戌以四明文獻分爲二類一曰鄉先生自漢夏里黃公以下三十五人皆四明產也一曰鄉大夫自周文種以下九人皆官於四明者也人各有傳并系以贊據卷末其孫溥跋蓋原本尚有諸人小像後莫息重刊以非真本削除之跋又稱是書未出以前有僞本託潤玉之名以行潤玉知而燬之其本前無序後無贊云

(『四庫全書總目提要』史部十七傳記類存目三)

- (1)書き下し文にしなさい。なお「」内の原注も「」を付して答えなさい。
 (2)内容の要点を適切に要約して述べなさい。

当該問題は、受験生の史料読解能力を問うものである。採点は問題文を正しく読解し、理解しているかを踏まえて、総合的に評価する。以下に掲げる書き下し文、内容の要点はあくまで解答の一例である。

解答例(1)書き下し文

『四明文獻録』一卷、浙江、范懋柱家の天一閣藏本。明、黃潤玉の撰。潤玉、字は孟清。鄞縣の人。永樂庚子の舉人。官は廣西提學僉事に至る。事蹟は明史本傳に具なり。是の編は成化丙戌に成る、四明の文獻を以て、分ちて二類と爲す。一に曰く郷先生。漢の夏里黃公より以下三十五人、みな四明の産なり。一に曰く郷大夫。周の文種より以下九人、みな四明に官たる者なり。人各おの傳あり。并せて系ねるに贊を以てす。卷末の其の孫溥の跋に據るに、蓋し原本は尚お諸人の小像あり。後に莫息重刊するに、眞本に非ざるを以て、之を削除す。跋に又た稱すらく、是の書未だ出でざる以前、僞本あり、潤玉の名に託し以て行わる。潤玉知りて之を燬つ。其の本、前に序無く後に贊無しと云う。

(『四庫全書總目提要』史部十七傳記類存目三、四明文獻録。中華書局)

解答例(2)内容の要点

『四明文獻録』一卷、浙江の范懋柱(一七一八頃〜一七八八)の家が所有する天一閣という書庫の藏本である。この書は、明の黃潤玉(二三九一〜一四七九)が編撰したものである。黃潤玉、字は孟清。寧波の鄞県の出身である。永樂十八年の庚子(一四二〇年)の年に科擧の地方試験である郷試に合格して舉人となる。官職は廣西提學僉事に進んだ。彼の事蹟は、『明史』(卷一六一)の本傳に具備する。この本(四明文獻録)は、成化二年丙戌(一四六六)の年に完成した。四明(今の寧波市)に関する文章を二つに分類して記述している。一つは「郷先生」という。漢の四皓の一人として知られる夏里の黃公よ

り以下三十五人で、みな四明に出生した人物である。また一つは、「郷大夫」である。周の文種(ブンシヨウ)より以下九人は、みな四明において官となった人物である。一人づつに伝記があり、贊を列記する。巻末にある范懋柱の孫の范溥の跋文によると、原本には、登場人物についての小さな画像があった。後に莫息(一四六五?)が重刊する際に用いたのが真本ではなかったもので、画像は削除された。また跋文に、この書が世に出る以前に、すでに偽本があり、黄潤玉の名に仮託して世に通用していた。黄潤玉はこれを知るとその偽本を廃棄させた。その偽本には、前には序が無く、後には贊も無かったそうである。

問二 次の文を(1)書き下し文にし、(2)現代日本語に翻訳しなさい。

大慶考戦國之事與通鑑所載多有不合如蘇秦說六國以合從史記以爲齊宣魏襄通鑑則以爲齊威魏惠[史記見蘇秦本傳](中略)

原通鑑所編温公多因之前史今乃不同若此何耶推其所自皆起於齊宣魏襄之立年歲既已不同故紀事因而亦異蓋史記齊宣立於周顯王二十七年通鑑以爲三十六年相去凡十年矣史記魏襄立於顯王三十五年通鑑以爲靚王之二年[顯王在位四十八年而靚王立]相去凡十五年矣夫其即位歲月既已差舛則中間所載之事烏得不抵牾乎

(葉大慶『考古質疑』佚文、論史記與通鑑紀事不同。永樂大典卷一萬一百五十六二。上海古籍出版社)

(1)書き下し文にしなさい。なお「」内の原注も「」を付して答えなさい。

(2)現代日本語に翻訳しなさい。

(3)問題文の要点を適切に説明しなさい。

当該問題は、受験生の史料読解能力を問うものである。採点は問題文を正しく読解し、理解しているかを踏まえて、総合的に評価する。以下に掲げる書き下し文、現代日本語訳、問題文の要点はあくまで解答の一例である。

解答例(1)書き下し文

「葉」大慶考えるに、戦國の事、『通鑑』の載す所と多く合わざる有り。

例えば蘇秦の六國に説くに合従を以てす。『史記』以て齊宣、魏襄と爲す。『通鑑』則ち以て齊威、魏惠と爲す。「『史記』は蘇秦本傳を見よ。」(中略)

もと『通鑑』の編む所、温公多く之を前史に因る、今、乃ち同じからざること此くの若きは、何ぞや。其の自る所を推すに、みな齊宣、魏襄の立年の歳既に已に同じからざるに起まる、故に紀事因りて亦た異なる。

蓋し史記に齊宣は周の顯王二十七年に立つ、通鑑は以て三十六年と爲す、相い去ること凡そ十年なり。

史記に魏襄は顯王三十五年立つ、通鑑は以て靚王之二年と爲す。「顯王は在位四十八年して靚王立つ。相い去ること凡そ十五年なり。

夫れ其の即位の歲月は既に已に差舛すれば、則ち中間に載す所の事、烏んぞ得て抵牾せざらんや。

(葉大慶『考古質疑』佚文、論『史記』與『通鑑』紀事不同。永樂大典卷一萬一百五十六二。上海古籍出版社)

解答例(2) 現代日本語に翻訳

(私)葉大慶が考察したところでは、戦國の記事において、『資治通鑑』の記載と『史記』のそれは合致しないところが多い。

たとえば、(縦横家として知られる)蘇秦が(斉、楚、燕、韓、魏、趙の)六國に合従策を遊説したという記事において、『史記』では、齊の宣王と、魏の襄王に説いたとする。『通鑑』は齊の威王と魏の恵王であったとする。「『史記』は蘇秦本傳の記述を見よ。」(中略)

もともと『資治通鑑』の編纂において、温公司馬光は前代の史書に依拠するところが多い。今このように『史記』と同じでないところがあるのは、なぜだろうか。(私、葉大慶が)その理由を推測したところでは、すべて齊の宣王と、魏の襄王の即位年の歳が、そもそも同じでないところから、記述も異なることになったようである。

『史記』に齊の宣王が、周の顯王二十七年(前三四二)に即位したとする。しかし『資治通鑑』では顯王三十六年(前三三三)としていて、相互に凡そ十年の違いがある。

『史記』では、魏の襄王は周の顯王三十五年(前三三四)に即位したとする。しかし『資治通鑑』は周の靦王の二年(前二二九)とする。「周の顯王は在位四十八年で、靦王が即位する。」相互に凡そ十五年の隔りがある。

そもそも即位の年月がはじめに異なるのであるから、記述に食い違いが起らないはずはない。

解答例(3) 問題文の要点

戦國時代の記事において、『資治通鑑』の記載と『史記』のそれは合致しないところが多い。たとえば縦横家の蘇秦の遊説について、『史記』では、齊の宣王と、魏の襄王に説いたとする。『通鑑』は齊の威王と魏の恵王であったとして食い違いがある。その問題について、葉大慶(一一八〇～一二三〇?)が考察したところでは、そもそも齊や魏の王の即位年が違っていたことに、その原因があった。